

スポーツ体験フェスティバル IN りっとう売店設置運営要項

1 趣旨

本要項は、2025 年開催の第 79 回国民スポーツ大会及び第 24 回全国障害者スポーツ大会（以下「両大会」という。）の啓発イベントにおける売店出店に関する規定を定め、出店者による円滑な運営と安全の確保を図ることを目的とするものである。本イベントの売店は、来場者に対する快適なサービス提供を目的とし、適正かつ公正な運営を維持するために、出店者及びその従事者が遵守すべき事項を明示するとともに、関係法令及びわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ栗東市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が定める基準に従った運営を促進するための指針となる事項を定める。

2 イベント概要

- (1) イベント名称 スポーツ体験フェスティバル
- (2) 場所 栗東市民体育館（滋賀県栗東市川辺 390 番地 1）
- (3) 日時 令和 6 年 11 月 4 日(月・祝) 10 時から 15 時 30 分
- (4) 入場料 無料
- (5) 目的 2025 年に開催される両大会の啓発活動として、市民を対象とし、栗東市で実施される競技の体験機会を提供いたします。本イベントを通じ、競技に親しみを持っていただくことで、当該大会及び応援気運の醸成を図ることを目的とします。
- (6) 主催者 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ栗東市実行委員会
- (7) 協力 公益財団法人栗東スポーツ協会

3 出店数、位置及び規模

売店の出店数は最大 5 軒とし、出店位置及び規模については、各出店者には 1 ブースを割り当てるものとする。1 ブースの面積は最大で 20 m²（2 間×3 間テント相当）を上限とし、原則として各出店者のブースはこの範囲内に収めるものとする。なお、実行委員会は出店状況及び会場の運営方針を勘案し、必要に応じて出店数、位置及び規模の調整を行う権限を有する。

4 運営設備等

売店の運営に伴う設備（テント、照明、発電機、給排水設備等）及び備品の一切は、出店者の責任において準備するものとする。実行委員会が許可した火気または燃料等の危険物を使用する出店者は、所轄消防署への届出を義務とし、必要な措置を講じること。さらに、当該出店者は、ブース区画内に適切な容量の消火器を必ず設置し、火気の取り扱いにおいて万全の注意を払うものとする。許可のない火気の使用は禁止され、違反が確認された場合は、即時に許可が取り消される可能性がある。

5 出店申請

出店希望者は、実行委員会が指定する期日までに、次に掲げる書類を完備し、実行委員会に提出するものとする。提出書類に不備がある場合は、申請を受理しないことがあるものとする。

- (1) 売店出店申請書（様式第 1 号）
- (2) 売店出店概要書（様式第 2 号）
- (3) 売店従事者、搬入車両予定表及び持込備品調書（様式第 3 号）
- (4) 誓約書兼承諾書（様式第 4 号）
- (5) その他、実行委員会が必要と認める書類

6 販売品目

売店における販売品目は、次に掲げるものとする。

(1) 飲食物（アルコール飲料を除く。）

(ア)製造加工品

食品衛生法その他の関係法令に定める営業許可を受けた施設（以下「営業許可施設等」という。）において製造、加工されたものであり、衛生的措置が確保された容器または包装に収められ、かつ、法令に基づく適正な表示がなされたものであること。

(イ)現地調理品

営業許可施設等において前処理された食材をイベント会場に搬入し、提供直前に最小限の調理及び加工を施したものであること。この場合、現地での調理方法及び衛生管理において、保健所の指導に従うことを義務とする。

(2) スポーツ用品

(3) その他実行委員会が特に必要と認めたもの

7 出店者の条件

出店者は、次に掲げる全ての条件を満たすものであること。

- (1) 1年以上にわたり、継続的かつ安定的に営業を行っていること。加えて、その間、関連する法令および規制を遵守していること。
- (2) ケータリングカーでの出店を希望する者は、営業許可を保持し、車両の衛生管理及び食品安全に関する適切な措置を講じていること。
- (3) 法令等により許可または登録を必要とする業種については、当該許可または登録を適正に取得していること。
- (4) 申請書提出時において、過去1年以内に法令違反に基づく営業停止等の行政処分を受けていないこと。
- (5) 飲食物を販売する出店者は、申請書提出時において過去3年間にわたり、食中毒発生等による行政処分を受けていないこと。
- (6) 申請書提出時において、市税等の滞納がないこと。
- (7) 栗東市暴力団排除条例第2条第1項及び同条第2号に定める者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。また、販売員として暴力団員等を採用または雇用していないこと。

8 経費の負担

- (1) 売店の出店に要する一切の経費は、出店者の全額負担とするものとし、実行委員会はこれに対する補償や負担を行わないものとする。
- (2) 出店者は、出店に伴う諸費用（設置費、運営費、撤去費、電力使用料、保険料等）を自ら負担し、そのための資金を事前に確保する責務を負うものとする。

9 出店者の選定

- (1) 実行委員会は、第5項に基づく申請を受理した場合、本要項及び関係法令に基づき厳格な審査を行い、売店の設置目的、来場者ニーズ、イベントの円滑な運営に資するかどうかを総合的に判断し、適当と認められる者を出店者として選定する。ただし、当該申請者が施設管理者により特に適格と認められる場合、実行委員会はその申請者を優先的に選考することができるものとする。これにより難いときは、抽選をもって選定するものとする。
- (2) 実行委員会は、出店者として選定された者に対し、売店出店許可証（様式第5号）を発行

し、その者はこの許可証を取得することにより、出店の資格を正式に得るものとする。

10 保健所への手続き

営業許可等を要する出店者は、売店出店許可証（様式第5号）を受領した後、速やかに管轄保健所において必要な届出及び手続きを完了し、取得した許可証等の写しを実行委員会に提出しなければならない。この手続きを怠った場合、出店者は出店資格を喪失することがあるものとし、その場合においても実行委員会は一切の責任を負わないものとする。

11 売店責任者

- (1) 出店者は、当該従事者の中より売店責任者を選任し、売店開設中は常時その者を配置するものとする。
- (2) 出店者は、売店責任者に変更があったときは、速やかに実行委員会に報告及び本人確認書類の提出をしなければならない。
- (3) 売店責任者は、従事者に対して適切な指導及び管理を行い、従事者が要項及び関係法令を遵守するよう徹底させる責務を負うものとする。
- (4) 食品を取り扱う売店責任者は、調理・保管・販売の各過程において衛生的な管理を徹底し、従事者の指導に努めるものとする。
- (5) 売店責任者は、売店運営に関して問題や異常が発生した場合、実行委員会に速やかに報告し、その指示に従うものとする。また、売店の売上や運営状況について、必要に応じて報告書を提出することが求められる場合がある。
- (6) 売店責任者は、売店及びその周辺の安全を確保し、事故防止のための措置を適切に講じるものとする。

12 禁止事項

出店者及びその従事者は、以下に掲げる行為を厳に慎まなければならないものとする。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡し、または転貸し、もしくは管理及び運営を第三者に委任すること。
- (2) 商品を不当な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外で立ち売り及び呼び込み販売をすること。
- (4) イベント会場内において、指定された場所以外で飲食物の調理、加工等を行うこと。
- (5) アルコール飲料の販売、試飲及び試食を含む無償提供をすること。
- (6) 危険物を販売及び無償提供を行うこと。
- (7) 許可された販売品目以外の物品を販売すること。
- (8) 拡声器及び音響機器類の使用を行うこと。
- (9) 他の出店者や来場者に不快感を与える過剰な照明（点滅ライト、強いサーチライト等）を使用すること。
- (10) 暴言、差別的な発言、脅迫的な態度等、不適切な言動を行うこと。
- (11) その他、イベント運営に支障を及ぼすおそれのある行為を行うこと。

13 遵守事項

出店者及びその従事者は、以下の各項に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 実行委員会が交付する売店出店許可証（様式第5号）を、店頭の見やすい位置に掲示すること。
- (2) 販売品には、関係法令等の定めるところに従い、適切な表示を行い、かつ販売価格を明示す

ること。

- (3) 売店の装飾は、販売店を表示する看板等を主体とし、宣伝広告用のものは掲示しないこと。
- (4) 売店及びその周辺の清掃は、出店者の責任において実施し、発生したごみは出店者自身で搬出及び処理し、環境美化に努めること。
- (5) 飲食物を販売する売店にあっては、売店前にごみ箱を設置し、容器や食べ残し等を回収する販売方法をとること。
- (6) 販売品等の搬入搬出を行う車両には、実行委員会が別途交付する駐車許可証を見やすい位置に掲示すること。なお、原則として使用車両は1軒につき1台とする。
- (7) 販売品等の搬入、陳列及び搬出は、イベント運営に支障を来さないよう、実行委員会が指示する時間内に完了すること。
- (8) 接客にあたっては、顧客へのおもてなしの心を持ち、親切かつ丁寧な対応を心掛けること。
- (9) 飲食物を販売する売店は、食品衛生関係法令を遵守するとともに、保健所の指導に従うこと。
- (10) 天候の悪化その他の事情により、実行委員会がやむを得ず危険回避等のために撤去命令等を発した場合、その指示に従うこと。
- (11) 従事者の変更、追加、削除等が生じた場合には、速やかに実行委員会に報告すること。
- (12) 原則として、出店の資格を正式に得た後は、取りやめは認められない。ただし、体調不良、感染症、事故等のやむを得ない理由により出店の取りやめを希望する場合は、その事実が判明した時点で速やかに実行委員会に連絡し、指示を仰ぐこと。
- (13) 関係法令等を遵守し、施設管理者及び実行委員会の指示に従うこと。

1.4 管理運営

売店における販売品及び売店備品の管理は、全て出店者の責任において行うものとし、火災、盗難、その他不可抗力による災害に関して、実行委員会は一切の責任を免れるものとする。

1.5 事故発生時の対応

売店において事件または事故が発生した場合、売店責任者は速やかに初動対応を行うとともに、直ちに実行委員会に連絡し、その指示に従うものとする。また、不審者もしくは不審物を発見した際には、売店責任者は即刻受付に報告し、その指示に従うものとする。

1.6 許可の取消

実行委員会は、出店者が以下のいずれかに該当する場合、即時に売店出店許可を取消し、撤去命令を発することができる。なお、この場合、出店者は実行委員会に対し、いかなる損害賠償請求も行うことはできない。

- (1) 関係法令及び本要項に違背したとき。
- (2) 売店出店許可証（様式第5号）の交付を受けた者が、虚偽の申請または不正な手段により許可を取得したことが判明したとき。
- (3) 保健所からの指導または指示があったとき。
- (4) その他、実行委員会が売店の運営または管理において不適切と認めたとき。

1.7 原状回復

出店者は、設置期間終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出し、原状を回復したうえで、実行委員会による検査を受ける。この場合、出店者が原状回復を怠ったときは、実行委員会が当該出店者に代わって原状回復を行い、その際に要した費用を当該出店者に請求することができ

る。

- (1) 出店者（従事者を含む。）は、イベント会場内の施設または第三者に損害を惹起した場合、当該損害に対する賠償責任を全うする。
- (2) 出店者は、かかる損害賠償に備え、然るべき損害保険等に参加しておく。

18 補填及び補償

- (1) 出店者は、収益を得るに至らなかった場合であっても、当該損失の補填及び補償を実行委員会に請求することはできない。
- (2) 出店者は、天候不良（自然災害を含む。）その他実行委員会が予見不可能な事由により出店が中止または縮小された場合においても、出店準備に要した経費等の補償を実行委員会に請求することはできない。

19 補則

本要項に規定されていない事項については、必要に応じて別途規定する。